

県道松任宇ノ気線改築工事（石川県金沢市福増町北地内から同県同市専光寺町イ地内）及びこれに伴う附帯工事に関する事業認定理由

平成１４年７月９日に石川県より申請のあった県道松任宇ノ気線改築工事（石川県金沢市福増町北地内から同県同市専光寺町イ地内）及びこれに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

１ 土地収用法第２０条第１号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）第３条第１号に掲げる「道路法（昭和２７年法律第１８０号）による道路」及び同条第３５号に掲げる「前各号の一に掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舍その他の施設」に該当するため、土地収用法第２０条第１号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第５条の規定に基づき定められた審査基準（以下「手続法審査基準」という。）である「収用適格事業であること」という要件を充足すると判断される。

２ 土地収用法第２０条第２号の要件への適合性について

本件事業の起業者である石川県は、道路法第１５条において「都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。」と規定されていることから、本件事業を施行する権能を有する主体であり、また、石川県の一般会計及び国庫補助として道路整備特別会計により既に財源措置を講じているので、土地収用法第２０条第２号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「起業者が意思と能力を有すること」という要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、石川県金沢市福増町北地内から同県同市専光寺町イ地内までの延長1,855m区間について、バイパス方式(延長714m)及び現道拡幅方式(延長1,141m)により、道路構造令第4種第1級の規格に基づき4車線の道路を建設する事業である。

本件事業の施行により得られる利益については、幅員狭小で歩道未整備区間もある現道において多発している交通事故に対し、4車線化及び自転車歩行車道を整備することにより、歩行者や自転車の安全を確保するとともに、自動車の円滑な交通を確保することができる。

さらに、現在慢性化している交通渋滞に加え、平成15年に予定されている石川県庁の移転に伴い増大が予想される交通需要に対し、円滑な交通量が確保されることになり、地域における安全かつ健全な社会生活及び経済活動について相当の寄与が見込まれる。

一方、本件事業の施行により失われる利益については、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び石川県環境影響評価条例(平成11年条例第13号)の対象事業となっていないこと、また、事業計画に対する反対及び環境問題等に関する意見もないことなどから、軽微であると考えられる。

なお、本件事業は、都市計画決定された事業であり基本的内容について事業計画が都市計画と整合しているものである。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等の規格に基づく必要最小限の範囲であると認められる。

で述べた得られる利益と で述べた失われる利益を、 で述べた事項を踏まえて比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「事業が公益性を有すること」、「当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること」の各要件を充足すると判断される。

さらに、 で述べたように、起業地の範囲も本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、手続法審査基準である「収用し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること」という要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業については、以下に述べるように、緊急に整備すべき事業と認められ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

本件事業は、平成13年10月に策定された中部圏都市開発区域建設計画（金沢・小松区域都市開発区域建設計画）において、当該計画の計画期間である平成13年度から平成17年度までの5箇年間に整備を進めるべき事業と位置付けられている。

本件事業は、石川県、金沢市等の道路交通の関係行政機関により組織される「石川県道路交通渋滞対策協議会」によって平成9年11月に策定された石川県第3次渋滞対策プログラムにおいて、平成18年度までに暫定2車線道路として整備を進めるべき事業と位置付けられている。

本件事業は、都市計画道路福久福増線の一部を成し、金沢市街地の外環状道路の機能も有しているところ、本件事業区間の前後は一部供用及び平成17年度供用に向けて事業が進捗している状況にあり、これらの事業と合わせて本件事業区間を完成させる公益上の必要が大きいと認められる。

本件事業は、地元市町村等で結成された「金沢・松任外郭道路整備促進期成同盟会」からの整備促進に関する要望をはじめ、地域住民・道路利用者からも事業実施に対し強い要望がある。

5 結論

1から4で述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。したがって、本件事業は、手続法審査基準の定める各要件及び土地収用法第20条第3号「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」を始めとする同条に掲げる各要件を充足しているものと判断すべきである。

以上により、石川県より申請のあった県道松任宇ノ気線改築工事（石川県金沢市福増町北地内から同県同市専光寺町イ地内）及びこれに伴う附帯工事について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。